

シルバー通信

おきのしま

第23号

— 令和5年6月発行 —
隠岐の島町シルバー人材センター
〒685-0027 隠岐の島町原田 396 番地
TEL (08512) 3-1533 FAX (08512) 2-4517
<https://www.oki-fukushi.net/oki-sjc/>

◆講習情報◆ 皆様のご参加お待ちしております！！

○【介護補助スタッフ育成講習】

介護以外の補助業務を担う一員として働く魅力や心構え、知識を学びます。

日時 8月28日(月)、29日(火) 9時～16時 [全2日間]

会場 隠岐の島町社会福祉センター 研修室(原田 396番地)

対象者

- ・原則として60歳以上の方
 - ・シルバー人材センターで就業を希望又は関心のある方
- ※すでに会員である方も受講できます。

募集定員 10名 **申込締切** 8月10日(木)

お問い合わせ・お申し込み先

島根県シルバー人材センター連合会 隠岐分室 電話/FAX: 3-1691
隠岐の島町シルバー人材センター 電話: 3-1533 FAX: 2-4517



安全な草刈り作業のために（会員の皆様へのお願い）

昨年度に県内で発生した損害賠償事故（30件）のうち、半数以上が草刈り作業中の飛散による損壊事故（19件）となっています。

そういった状況を受け、全国シルバー人材センター事業協会（以下『全シ協』）が「安全な草刈り作業のために」という動画を発信しています。会員の皆様は動画をご覧いただき、今一度刈払い機使用に係る注意点等確認し、事故防止に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

動画 URL [<https://youtu.be/D4w4I1ZTkmo>]



また、全シ協では、7月を「安全・適正就業強化月間」と定めています。「安全は無理せず 焦らず 油断せず」という全国統一のスローガンを掲げ、安全・適正な就業に対する意識の高揚を図るものです。ご協力よろしくお願いいたします。

お仕事を依頼される方へのお知らせ

シルバー人材センターでは、お墓掃除、家周りの除草等をお受けしていますが、7月から8月の期間、特にお盆直前は依頼が集中することが予想されます。そのため、希望通りの作業日とならない場合がございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

またお受けしている仕事内容、お仕事のご依頼方法等については、隠岐の島町シルバー人材センターホームページをご確認ください。

シルバー人材センター よくある質問にお答えします

Q&A



Q. 何歳から入会できますか？年齢の上限はありますか？

A. 当年度60歳を迎えられる方から入会できます。年齢の上限はありません。

Q. 講習を受けないと会員になれませんか？

A. 60歳以上の健康で働く意欲のある方なら会員になれます。

Q. 健康な方とは、どういう人ですか？

A. 仕事を行うのに支障がない状態の方です。

Q. 会員にならないと仕事はできませんか？

A. 会員登録が必要です。シルバー人材センターは登録制により運営されています。

Q. 会員になれば定期的に仕事はありますか？

A. 定期的な就業は保証できません。仕事の依頼がない期間（時季等）もあります。

Q. 配分金とは何ですか？

A. 仕事に対する報酬のことを「配分金」といいます。配分金は、シルバー人材センターから支払います。

Q. 配分金を得ても年金は受け取れますか？

A. 受け取れます。ただし、配分金は雑所得となるため、確定申告が必要になる場合があります。

Q. 仕事を依頼したらすぐに対応してもらえますか？

A. 受付から、作業まで最低でも1週間程度かかります。天候や時季により、さらに時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

Q. 島外在住ですが、仕事を依頼できますか？

A. 墓掃除はお受けしています。

Q. どのような仕事を依頼できますか？

A. 庭木の剪定や草刈り、草取り、屋内掃除・模様替え・衣替え、その他に代筆/宛名書き等を行っています。詳しくは、「隠岐の島町シルバー人材センター」のホームページをご覧ください。

⇒<https://www.oki-fukushi.net/oki-sjc/receive.html>

Q. 畑仕事（草刈りや荒おこし、収穫等）は依頼できますか？

A. 農作業は対象外です。

Q. 店舗や事業所等の仕事は依頼できますか？

A. 庭木の剪定や草刈り、草取りについては対応可能です。但し空き店舗等は対象外です。又、繁忙期には、個人からの依頼を優先して行います。

Q. 利用料金の支払いは、いつしますか？

A. 請求書が届きますので、指定金融機関へお支払い願います。現金でのお支払いも可能です。

Q. 利用料金の内訳はどうなっていますか？

A. 会員への配分金、材料費、事務費等（10%）です。

Q. ゴミ捨てはできますか？

A. 「貨物自動車運送事業法」により、対象外になっています。

Q. 仕事中は、立ち会いが必要ですか？

A. 原則、立ち会いをお願いしています。終日立ち会いが難しい場合は、活動開始時と終了時にお願います。墓掃除は立ち会い不要です。

発注・入会の相談等、お気軽にご連絡ください。

隠岐の島町シルバー人材センター

☎3-1533（担当：山口／築谷）